

改正	平成19年6月28日中津市告示第138号	平成19年9月19日中津市告示第182号
	平成20年4月1日中津市告示第62号	平成21年3月24日中津市告示第83号
	平成23年2月17日中津市告示第41号	平成25年3月28日中津市告示第95号
	平成30年6月1日中津市告示第199号	平成31年3月4日中津市告示第42号
	令和2年3月31日中津市告示第122号	令和2年8月20日中津市告示第279号
	令和6年2月13日中津市告示第46号	

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」と総称する。）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、当該障害者等の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目及び品目並びに対象者は、別表のとおりとする。ただし、障害者等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）第43条の2第1項に定める者のうちいずれかの者について、用具の給付の申請のあった月の属する年度（用具の給付の申請のあった月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の市町村民税の所得割の額が同条第2項に定める額以上である場合は、当該障害者等は対象者となることはできない。

2 前項の対象者は、中津市に住所を有する在宅の者に限る。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる用具にあつては、当該各号に定める障害者等に対し、給付することができる。

(1) 頭部保護帽、人工喉頭、蓄便袋及び蓄尿袋 次に掲げる障害者等

ア 中津市に住所を有する障害者等であつて、入院しているもの

イ 中津市の支給決定（法第19条第1項に規定する支給決定をいう。）を受けた障害者又は障害児の保護者に係る当該障害児であつて、入所又は入居しているもの

ウ 中津市に住所を有する障害者であつて、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所しているもの

(2) 紙おむつ 次に掲げる障害者等

ア 前号アに掲げる者

イ 前号イに掲げる者のうち、生活介護を行わない施設等に入居又は入所しているもの

(3) 福祉支援課長が特に必要と認める用具 福祉支援課長が特に必要と認める障害者等

4 前3項の規定にかかわらず、この要綱により給付される用具と同一の用具又は類似の用具について、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により保険給付を受けることができる障害者は、当該同一の用具又は類似の用具についての対象者となることはできない。

(給付の制限)

第3条 同一の対象者に対する同一の用具の給付は、原則として行わない。ただし、次に定める場合に限り、既に給付を受けた用具（以下「旧用具」という。）と同一の用具であっても再給付を受けることができる。

(1) 旧用具が修理不能により使用が困難となった場合

(2) 耐用年数（別表耐用年数の欄に規定する期間をいう。以下同じ。）を経過した後において、次のいずれかに該当する場合

ア 故障した旧用具を修理して使用するよりも、新たに用具を再給付した方が合理的かつ効果的であると認められる場合

イ 操作機能の改善等により、再給付により給付される用具の方が旧用具を使用するよりも明らかに使用効果が向上すると認められる場合

2 前項の規定は、耐用年数の定めがない用具については適用しない。

3 点字図書の給付は、1年につき6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等の一括して購入することが適当と認められる図書については、この限りでない。

4 住宅改修費の給付は、障害者等が転居した場合に限り、再給付を受けることができる。

(給付の申請)

第4条 用具(点字図書及び住宅改修費を除く。)の給付を受けようとする障害者等は、日常生活用具給付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を福祉支援課長に提出するものとする。この場合において、紙おむつの給付を初めて受けようとする障害者等又は用具の給付を受けようとする難病患者(法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。以下同じ。)は、申請書に医師の診断書を添えて、福祉支援課長に提出するものとする。

2 点字図書の給付を受けようとする障害者等は、申請書に出版施設(国が定めるところにより別途指定される点字図書給付事業に係る点字図書給付対象出版施設をいう。)の発行する点字図書の発行証明書(以下「点字図書発行証明書」という。)を添えて、福祉支援課長に提出するものとする。

3 住宅改修費の給付を受けようとする障害者等は、申請書に現況写真、工事図面及び工事見積書を添えて、福祉支援課長に提出するものとする。

(給付の決定及び通知)

第5条 福祉支援課長は、前条の申請を受けた場合は、当該申請に係る障害者等の身体的状況、当該世帯の家庭状況、住宅環境等を調査し、その必要性を検討した上で用具の給付について決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて給付の用具の種目を選定することができるものとする。

2 福祉支援課長は、給付を行うことを決定(住宅改修費の給付の決定を除く。)したときは日常生活用具給付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)及び日常生活用具給付券(様式第3号。以下「給付券」という。)により、給付等の申請を却下したときは日常生活用具給付却下通知書(様式第4号)により、その旨を当該決定に係る障害者等に通知するものとする。

3 福祉支援課長は、点字図書の給付を行うことを決定した場合は、決定通知書及び給付券とともに、必要事項を記入し、及び押印した点字図書発行証明書を交付するものとする。

4 福祉支援課長は、住宅改修費の給付を行うことを決定したときは住宅改修費給付決定通知書(様式第5号)及び住宅改修費給付券(様式第6号)により、給付を却下したときは住宅改修費給付却下通知書(様式第7号)により、その旨を当該決定に係る障害者等に通知するものとする。

(用具の給付)

第6条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。

2 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた障害者等(以下「給付決定者」という。)は、業者に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 給付決定者(点字図書の給付決定者を除く。)は、品目ごとに、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を負担するものとする。

(1) 用具の給付に要する費用の額が費用の額(一の品目について性能等の異なる複数の用具の給付を受ける場合にあつては、当該用具の給付に要する費用を合算した額とする。以下同じ。)が基準額(品目ごとに市長が別に定める基準額をいう。以下同じ。)以下である場合 用具の給付に要する費用の額の1割に相当する額

(2) 用具の給付に要する費用の額が基準額を超える場合 基準額の1割に相当する額及び当該基準額を超える額

2 点字図書の給付決定者は、当該点字図書の一般図書の購入価格相当額を負担するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項各号又は前項の規定により給付決定者が負担する額(第1項第2号に定める額のうち、当該基準額を超える額を除く。)の同一の月における合計額が、施行令第43条の3各号に定める額を超えるときは、給付決定者は、当該超える額について負担を要しない。

(用具の管理等)

第8条 給付決定者は、給付を受けた用具を給付の目的に反して使用してはならない。

2 福祉支援課長は、給付決定者が前項の規定に違反したと認めるときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第9条 福祉支援課長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳（様式第8号）を整備するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、中津市重度障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱（平成12年中津市告示第39号。以下「旧告示」という。）の規定に基づきなされた給付決定等は、この告示の相当規定に基づきなされた給付決定等とみなす。

3 前項の規定により、この告示の相当規定に基づきなされた給付決定等とみなされた用具の耐用年数は、通算するものとする。この場合において、旧告示別表第1及び別表第2中「歩行支援用具」とあるのは、「移動・移乗支援用具」とする。

附 則（平成19年6月28日中津市告示第138号）

この告示は、公示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年9月19日中津市告示第182号）

この告示は、公示の日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日中津市告示第62号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日中津市告示第83号）

この告示は、平成21年3月24日から施行する。

附 則（平成23年2月17日中津市告示第41号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日中津市告示第95号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月1日中津市告示第199号）

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成31年3月4日中津市告示第42号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日中津市告示第122号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月20日中津市告示第279号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年2月13日中津市告示第46号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

種目	品目 基準額	対象者		性能等	耐用年数
		18歳未満	18歳以上		
介護・訓練支援用具	特殊寝台 154,000円	—	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（下肢又は体幹機能に係るものに限る。）の程度が2級以上であるもの (2) 難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特殊マット 19,600円	次の各号のいずれかに該当する者のうち、原則として3歳以上のもの (1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児として判定され、障害の程度が重度又は最重度であるもの (2) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であるもの (3) 難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの	次の各号のいずれかに該当する者のうち、常時介護を要するもの (1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者として判定され、障害の程度が重度又は最重度であるもの (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級であるもの (3) 難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの	褥（じょく）瘡（そう）の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
	特殊尿器 67,000円	次の各号のいずれかに該当する者のうち、常時介護を要するもので、原則として学齢児（小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者をいう。以下同じ。）以上のもの (1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級であるもの (2) 難病患者であって、自力で排尿できないもの	次の各号のいずれかに該当する者のうち、常時介護を要するもの (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級であるもの (2) 難病患者であって、自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年

種目	品目 基準額	対象者		性能等	耐用年数
		18歳未満	18歳以上		
		いもの			
介護・訓練支援用具	入浴担架 82,400円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が2級以上であるもののうち、入浴に介護を要するもので、原則として3歳以上のもの	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が2級以上であるもののうち、入浴に介護を要するもの	障害者等を担架に乗せたまま、リフト装置により入浴させ得るもの	5年
	体位変換機 15,000円	次の各号のいずれかに該当する者のうち、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもので、原則として学齢児以上のもの (1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が2級以上であるもの (2) 難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの	次の各号のいずれかに該当する者のうち、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもの (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が2級以上であるもの (2) 難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
	移動用リフト 159,000円	次の各号のいずれかに該当する者のうち、原則として3歳以上のもの (1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が2級以上であるもの (2) 難病患者であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が2級以上であるもの (2) 難病患者であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。）	4年
	訓練いす 33,100円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が2級以上であるもので、原則として3歳以上のもの	—	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5年

種目	品目 基準額	対象者		性能等	耐用年数
		18歳未満	18歳以上		
介護・訓練支援用具	訓練用ベッド 159,200円	次の各号のいずれかに該当する者のうち、原則として学齢児以上のもの (1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が2級以上であるもの (2) 難病患者であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの	難病患者であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具 90,000円	次の各号のいずれかに該当する者のうち、入浴に介助を要するもので、原則として3歳以上のもの (1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害が下肢又は体幹機能障害であるもの (2) 難病患者	次の各号のいずれかに該当する者のうち、入浴に介助を要するもの (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害が下肢又は体幹機能障害であるもの (2) 難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	8年
便器	9,850円	次の各号のいずれかに該当する者のうち、原則として学齢児以上のもの (1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が2級以上であるもの (2) 難病患者であって、常時介護を要するもの	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が2級以上であるもの (2) 難病患者であって、常時介護を要するもの	障害者等が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）	8年
頭部保護帽	ア スポンジ及び革を主材料 15,200円	児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児として判定され、障害の程度が重度若しくは最重度である者、精神保健福祉手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による障害の程度が1級であるもの又は身体障害者手帳の交	児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害者として判定され、障害の程度が重度若しくは最重度である者、精神保健手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による障害の程度が1級であるもの又は身体障害者手帳の交付を受	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年

種目	品目 基準額	対象者		性能等	耐用年数
		18歳未満	18歳以上		
	イ スポンジ、革 及びプラスチックを主材料  36,750円	付を受けた児童であつて、当該手帳による身体上の障害が平衡機能、下肢若しくは体幹機能障害であるもののうち、転倒等により頭部を強打するおそれのあるもの	けた者であつて、当該手帳による身体上の障害が平衡機能、下肢若しくは体幹機能障害であるもののうち、転倒等により頭部を強打するおそれのあるもの		
自立生活支援用具	T字状、棒状のつえ  4,460円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳による身体上の障害が平衡機能、下肢又は体幹機能障害であるもので、原則として学齢児以上の者	身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、当該手帳による身体上の障害が平衡機能、下肢又は体幹機能障害であるもの	歩行時に身体を支え、安定させることができるもの	3年
移動・移乗支援用具	  60,000円	次の各号のいずれかに該当する者のうち、家庭内の移動等において介助を必要とするものであつて、原則として3歳以上のもの (1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳による身体上の障害が平衡機能、下肢又は体幹機能障害であるもの (2) 難病患者であつて、下肢が不自由なもの	次の各号のいずれかに該当する者のうち、家庭内の移動等において介助を必要とするもの (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、当該手帳による身体上の障害が平衡機能、下肢又は体幹機能障害であるもの (2) 難病患者であつて、下肢が不自由なもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1) 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年
	段差解消機  350,000円	—	身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、当該手帳による身体上の障害（下肢又は体感機能障害に限る。）の程度が2級以上であるもののうち、常時車いすを使用するもの	車いすに乗ったままの状態 で昇降が可能なもの	10年

種目	品目 基準額	対象者		性能等	耐用年数
		18歳未満	18歳以上		
自立生活 生活 支援 用具	特殊便器 151,200円	次の各号のいずれかに該当する者のうち、原則として学齢児以上のもの (1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児として判定され、障害の程度が重度又は最重度であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 (2) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（上肢障害に限る。）の程度が2級以上のもの (3) 難病患者であって、上肢機能に障害のあるもの	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者として判定され、障害の程度が重度又は最重度であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（上肢障害に限る。）の程度が2級以上のもの (3) 難病患者であって、上肢機能に障害のあるもの	足踏みペダルにより温水温風を出し得るもの	8年
	火災警報器 15,500円	次の各号のいずれかに該当する者のうち、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの (1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児として判定され、障害の程度が重度又は最重度である者 (2) 精神保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による障害の程度が1級であるもの (3) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害の程度が2級以上（聴覚障害にあつては4級以上）であるもの (4) 難病患者	次の各号のいずれかに該当する者のうち、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの (1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者として判定され、障害の程度が重度又は最重度である者 (2) 精神保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による障害の程度が1級であるもの (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害の程度が2級以上（聴覚障害にあつては4級以上）であるもの (4) 難病患者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
	自動消火器 28,700円	上記に同じ。（当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。）	上記に同じ。（当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年



種目	品目 基準額	対象者		性能等	耐用年数
		18歳未満	18歳以上		
自立生活 支援用具	電磁調理器 41,000円	—	児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害者として判定され、障害の程度が重度若しくは最重度である者又は身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（視覚障害に限る。）が2級以上であるもの（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機 7,000円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上のもので原則として学齢児以上のもの	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上であるもの	障害者等が容易に使用し得るもの	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置 87,400円	—	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（聴覚障害に限る。）の程度が2級以上であるもの	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年
在宅療養等 支援用具	透析液加温器 51,500円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（じん臓機能障害に限る。）の程度が1級又は3級で、原則として3歳以上のもの	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（じん臓機能障害に限る。）の程度が1級又は3級であるもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネブライザー 36,000円	次の各号のいずれかに該当する者のうち、原則として学齢児以上のもの (1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上であるもの (2) 難病患者であって、呼吸器機能に障害のあるもの (3) 前2号に掲げる者と同程度の障害を有する障害児のうち、医師が必要と認めたもの	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上であるもの (2) 難病患者であって、呼吸器機能に障害のあるもの (3) 前2号に掲げる者と同程度の障害を有する障害者のうち、医師が必要と認めたもの	障害者等が容易に使用し得るもの	5年

種目	品目 基準額	対象者		性能等	耐用年数
		18歳未満	18歳以上		
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器 56,400円 (気管切開等により自動吸引システム(24時間持続)の吸引器が必要と認められるものについては、120,000円)	次の各号のいずれかに該当する者のうち、原則として学齢児以上のもの (1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上であるもの (2) 難病患者であって、呼吸器機能に障害のあるもの (3) 前2号に掲げる者と同程度の障害を有する障害児のうち、医師が必要と認めたもの	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上であるもの (2) 難病患者であって、呼吸器機能に障害のあるもの (3) 前2号に掲げる者と同程度の障害を有する障害者のうち、医師が必要と認めたもの	障害者等が容易に使用し得るもの	5年
	酸素ボンベ運搬車 17,000円	—	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年
	医療機器用電源装置 120,000円	身体障害者手帳の交付を受けた児童又は難病患者であって、人工呼吸器、酸素濃縮器等の生命及び身体の維持に必要な医療機器を在宅において日常的に使用しているもの	身体障害者手帳の交付を受けた者又は難病患者であって、人工呼吸器、酸素濃縮器等の生命及び身体の維持に必要な医療機器を在宅において日常的に使用しているもの	障害者等が容易に使用し得るもの	5年
	盲人用体温計(音声式) 9,000円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が2級以上で、原則として学齢児以上のもの(当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が2級以上のもの(当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)	障害者等が容易に使用し得るもの	5年
	盲人用血圧計 12,000円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が2級以上で、原則として学齢児以上のもの(当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が2級以上のもの(当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)	障害者等が容易に使用し得るもの	5年

種目	品目 基準額	対象者		性能等	耐用年数
		18歳未満	18歳以上		
在宅療養等支援用具	盲人用体重計 18,000円	—	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上のもの（当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） 157,500円	次の各号のいずれかに該当する者のうち、原則として学齢児以上のもの (1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（呼吸器機能障害1級もしくは3級に限る。）のあるもの (2) 難病患者であって、人工呼吸器を装着するもの	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（呼吸器機能障害1級もしくは3級に限る。）のあるもの (2) 難病患者であって、人工呼吸器を装着するもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置 98,800円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害が音声・言語機能障害又は肢体不自由の機能障害であるもののうち、発声・発語に著しい障害を有するもので、原則として学齢児以上の者	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害が音声・言語機能障害又は肢体不自由の機能障害であるもののうち、発声・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5年
	情報・通信支援用具 100,000円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上であって、アプリケーションソフトや入力サポート機器を使用しなければパソコンの操作が困難なもので、原則として学齢児以上のもの	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上であって、アプリケーションソフトや入力サポート機器を使用しなければパソコンの操作が困難なもの	視覚障害者用のパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフト（画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等）	6年

種目	品目 基準額	対象者		性能等	耐用年数
		18歳未満	18歳以上		
情報・意思疎通支援用具	情報・通信 支援用具 100,000円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（上肢機能障害に限る。）の程度が2級以上であって、入力サポート機器を使用しなければパソコンの操作が困難なもので、原則として学齢児以上のもの	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（上肢機能障害に限る。）の程度が2級以上であって、入力サポート機器を使用しなければパソコンの操作が困難なもの	上肢障害者用のパーソナルコンピュータ周辺機器（インテリキー、ジョイスティック等）	6年
	点字ディスプレイ 383,500円	—	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障害（原則として2級以上とする）又は聴覚障害（原則として2級以上とする。）の身体障害者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
	点字器 標準型両面書 真鍮板製 10,400円 プラスチック 製 6,600円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上であって、必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上であって、必要と認められるもの	点字用紙を挟んで固定する板、点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの	7年 (標準用)
	携帯用片面書 アルミニュー ム製 7,200円 プラスチック 製 1,650円				5年 (携帯用)
点字タイプライター 63,100円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上であるもので、原則として就学若しくは就労しているか、又は就労が見込まれるもの	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上であるもので、原則として就学若しくは就労しているか、又は就労が見込まれるもの	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	

種目	品目 基準額	対象者		性能等	耐用年数
		18歳未満	18歳以上		
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダ ー 85,000円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上であるもので、原則として学齢児以上のもの	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上であるもの	次のいずれかによるもの (1) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの (2) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置 99,800円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上であるもので、原則として学齢児以上のもの	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上であるもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	6年
	視覚障害者用拡大読書器 198,000円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害が視覚障害であるもののうち、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害が視覚障害であるもののうち、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は音声で読み上げることができるもの	8年

種目	品目 基準額	対象者		性能等	耐用年数
		18歳未満	18歳以上		
情報・意思疎通支援用具	暗所視支援眼鏡 395,000円	身体障害者手帳の交付を受けた学齢児以上の児童であって、当該手帳による身体上の障害が視覚障害であるもののうち、医師が必要と認めたもの	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害が視覚障害であるもののうち、医師が必要と認めたもの	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	8年
	盲人用時計 触読式 10,300円 音声式 13,300円	—	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上であるもの（音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。）	障害者が容易に使用し得るもの	10年
	聴覚障害者用通信装置 30,000円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害が聴覚障害であるもの又は発音・発語に著しい障害を有するもののうち、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害が聴覚障害であるもの又は発音・発語に著しい障害を有するもののうち、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等による通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用し得るもの	5年
	聴覚障害者用情報受信装置 88,900円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害が聴覚障害であるもののうち、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害が聴覚障害であるもののうち、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	6年

種目	品目 基準額	対象者		性能等	耐用年数
		18歳未満	18歳以上		
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭 笛式 8,100円	喉頭を全摘出したこと等により身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害の程度が音声機能喪失のもの	喉頭を全摘出したこと等により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害の程度が音声機能喪失のもの	音声機能を喪失した者に対して用いられる音声を代用し得るもの	4年 (笛式)
	電動式 70,100円				5年 (電動式)
	点字図書  点字翻訳する以前の一般図書の価格相当額	—	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害が視覚障害であるものうち、主に情報の入手を点字によっているもの	点字により作成された図書	年間6タイトル又は24巻まで
	人工内耳体外装置  1,000,000円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害が聴覚障害であるものうち、現に人工内耳を装用しているもの	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害が聴覚障害であるものうち、現に人工内耳を装用しているもの	人工内耳用音声信号処理装置、マイクロフォン、送信コイル、送信ケーブル、マグネット、接続ケーブル等で対象者が容易に使用し得るもの	5年
	人工内耳用電池  電池 月額 2,000円  充電電池 24,000円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害が聴覚障害であるものうち、現に人工内耳を装用しているもの	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害が聴覚障害であるものうち、現に人工内耳を装用しているもの	人工内耳用体外装置に適合し得る電池又は充電電池	2年 (充電電池)
	人工内耳用充電器  25,000円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害が聴覚障害であるものうち、現に人工内耳を装用しているもの	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害が聴覚障害であるものうち、現に人工内耳を装用しているもの	人工内耳用充電電池を充電するための機器であって、対象者が容易に使用し得るもの	3年

種目	品目 基準額	対象者		性能等	耐用年数
		18歳未満	18歳以上		
排泄管理 支援用具	蓄便袋 月額 9,500円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害が直腸機能障害であるもののうち、ストマを造設したもの	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害が直腸機能障害であるもののうち、ストマを造設したもの	低刺激性の粘膜剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋。ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの（皮膚保護用品を含む。）	2・4・6 ヶ月
	蓄尿袋 月額 12,500円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害がぼうこう機能障害であるもののうち、ストマを造設したもの	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害がぼうこう機能障害であるもののうち、ストマを造設したもの	低刺激性の粘膜剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテリックス製又はプラスチック製のもの（皮膚保護用品を含む。）	2・4・6 ヶ月
	紙おむつ 月額 12,000円	身体障害者手帳の交付を受け、原則として3歳以上で、初回申請時医師の意見書により紙おむつ等の用具類の必要性が認められる児童で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 直腸機能障害又はぼうこう機能障害であるもののうち、ストマ周辺の著しい皮膚のびらん又はストマの変形によりストマ用装具を装着できないもの (2) 先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿又は高度の排便機能障害があるもの (3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの (4) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難なもの (5) 下肢又は体幹機能障害の程度が1級であるもの	身体障害者手帳の交付を受け、初回申請時医師の意見書により紙おむつ等の用具類の必要性が認められる者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 直腸機能障害又はぼうこう機能障害であるもののうち、ストマ周辺の著しい皮膚のびらん又はストマの変形によりストマ用装具を装着できないもの (2) 先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿又は高度の排便機能障害があるもの (3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの (4) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難なもの (5) 下肢又は体幹機能障害の程度が1級であるもの	紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等の衛生用品であって、排尿便処理を補助するもの	2・4・6 ヶ月



種目	品目 基準額	対象者		性能等	耐用年数
		18歳未満	18歳以上		
排泄管理支援用具	収尿器 男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、 脊髄損傷等による排尿障害 (特に失禁のある場合) のため、収尿器を必要とするもので、 原則として学齢児以上の者	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、 脊髄損傷等による排尿障害 (特に失禁のある場合) のため、収尿器を必要とするもの	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置等がついているもの	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 200,000円	次の各号のいずれかに該当する者のうち、原則として学齢児以上のもの (1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する障害等級3級以上のもの(特殊便器への取替えをする場合は、 上肢障害2級以上の者) (2) 難病患者であって、 下肢又は体幹機能に障害のあるもの	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳の交付を受けたものであって、 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する障害等級3級以上のもの(特殊便器への取替えをする場合は、 上肢障害2級以上の者) (2) 難病患者であって、 下肢又は体幹機能に障害のあるもの	障害者の移動等を円滑にする用具で設置小規模な住宅改修を伴うもの	—

注

- 1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 2 耐用年数の期間の計算は、用具の給付を行うことを決定した日の翌日から起算する。

様式 (省略)